主文

本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は、第一、二審を通じて被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、左に附加するほか、原判決事実摘示のとおりであるからこれを引用する。

控訴代理人において次のとおり述べた。

「一、固定資産評価審査委員会の手続について

二、被控訴人に固定資産評価の計算根拠を示すことの要否について。

すでに述べたように、本件審査手続において控訴人は右計算根拠を被控訴人に示したが、仮に示されたことが認められないとしても次のような理由によつて、その必要はないのである。

即ち、元来固定資産評価の計算根拠は、専門的、技術的なものであるから、審査請求申出人が特に計算根拠自体に不審を抱いているような特別な場合を除い立立を審査請求申出人の審査手続において被控訴人の審査請求申出してもこれによって審査請求申出の事価としてもこれによって審査請求申出の事価として主張といる。本件のような居住用の土地を一般売買時価によってきてある。(1)本件のような居住用の土地を一般売買時価によってきてある。(2)評価に当つて取得価格の上昇率等をある。(4)のよりである。(5の下である。(4)のよりである。(5の下である。(6)本件土地の二分の一に評価されている根拠が多いでも、できては適さないから、計算根拠を示す必要はなかったは関係ない事項のみであった。は適さなどであって、評価の計算根拠とは関係ないまであったのでは、計算根拠を示す必要はなかったとは関係ないましても、被控訴人は次のとおり述べた。

「一、控訴人の当審における主張一、二中、控訴人が本件審査手続において、審査請求申出の事由として(1)乃至(7)のごとき主張をしたことは認めるが、その余はすべて否認する。

二、被控訴人が、本件審査請求申出に及んだのは、本件評価が高すぎるから、その計算方法、根拠を知り検討したかつたためであり、したがつて、審査手続においても、評価の高すぎることを述べ、控訴人に対して小金井市長に計算根拠その他資料を明示、提出させることを求め、右明示、提出があればこれを十分に検討するであった。前記(1)乃至(7)の主張も右計算根拠等が明らかにされればおのずから明らかになることである。しかるに控訴人は、被控訴人の求めに拘らずる続の当初なんら小金井市長に対してこれを明示、提出することを命ぜず、被控訴人が書面をもつて再度求めたのになおこれを命ずることを命ぜず、被控訴人が書面をもつて再度求めたのになおこれを命ずることをしないのみならず、小金井市長から再答弁書の提出があつても、被控訴人にその内容を知らせないまま本件審査決定に及び、しかも、その審決書においても右計算根拠等を明らかにした理由を

付していないのであるから、以上の審査手続は違法である。」 証拠関係(省略)

理由

一、控訴人の本案前の主張についての当裁判所の判断は、左の訂正をするほか、原 判決の理由一記載のとおりであるからこれを引用する。

原判決一七丁うら七行目「仮に原告が」とあるのを削り、「成立に争いない乙第 二乃至第九号証、原審証人B、同Cの証言並びに弁論の全趣旨によれば、原告(被 控訴人)は、」を加え、同一八丁おもて四行目「あつたとしても」を削り、「認め られるが、同時にこれらによれば、原告が本件審査決定を真に違法と思いその取消 しを求めているものであり、単に前述の悪意の攻撃のためにのみ本訴に及んでいる ものでないこともまた明らかであるから、たとえ、原告が本来慎むべき前述のごと き行為に及んだという右事情があつたとしても、」を加える。 二、本案についての判断

2 被控訴人は右審査手続(審査決定自体については後記3に判示する。)に違法があると主張するので判断する。

(一) 口頭審理手続について

先ず固定資産評価に対する審査請求の審理についての口頭審理の意義について検討する。

しかしながら、第一に、右審査手続は、一面司法手続に類する性質があるとしても、その本質は、あくまでも固定資産税の適正・迅速な賦課・徴収という公益目的実現のための行政手続の一環であり、したがつて審査請求申出人と相手方とを相対立する当事者として平等の立場で攻撃防禦を尽させるとか、これを必ず司法手続における口頭弁論に準ずる口頭審理方式を踏んで弁論、証拠調を行わなければならないとするような本質上の要請はないのである。また、第二に、後述するように、固定資産の評価、したがつてまたその審査手続には、計算的、技術的な要素を含む部

(ロ) しかし、同時に、後述するように、固定資産の評価は、複雑な手順と計算によつてなされ、納税者はその算出の方法、過程を知りえないのが通常であるから、委員会が審査請求申出の真意を把握し、また審査請求申出人に申出事由を十分述べさせ、もつて審査手続の公正と能率化とを図るために、審査委員会は一般の調査、審理のほか、みずからあわせて口頭審理をなし得べきものと定めると共に、もし審査請求申出人よりの申出があれば、特別の事情がないかぎり口頭審理を行うことを要するものとし(地方税法四三三条一項二項)ているのであつて、その口頭審理の内容方式も前記の目的意図を達するに必要な程度の充実が本件条例七条の規定によつて図られているものと解すべきである。

(ハ) 以上のとおりであつて、本件の場合、審査申出人の申請にもかかわらず口頭審理がなされなかつたというわけではなく、口頭審理が二回にわたつて行われたことは当事者間に争いがないのみならず、被控訴人主張のような厳格な意味での頭審理方式はそもそも必要としないのであるから、たとえ本件審査手続において、「弁論や審査のための資料のすべてが口頭審理において提出されたものではなく、したがつて口頭審理だけを切りはなしてみると、控訴人が審査請求の申出事由や資料の提出を尽し得たとはいいえず、また口頭審理にあらわれた弁論や資料のみ可とはをするには十分でなかつた」としても、これだけをもつてただちに口頭審理方式の違背とし、本件審査手続に瑕疵があつたということはできない。

(二) 固定資産評価の根拠、計算過程等を明らかにすることについて。 (イ) 固定資産の評価は、適正な時価を算定することにあり、その基準、実施方法及び手続は地方税法三八八条以下及び固定とにのは、その概略は、全のによる。の定めるところによって行われるが、その概略とおりである。即ち、土地については、「地国に分け、②宅地については、全地について評点数を付ける。③評点数は、市街地域においては、では、当該宅地と同種の地区の宅地によって付ける。④存っによっては、当該宅地の地区のは、上地での場合では、当該宅地の地区のは、上地での場合では、当該宅地の地区のは、上地では、当該宅地のがは、のでは、当該宅地のがは、当該宅地のがは、当該宅地のがは、当該宅地のがは、当該宅地のがは、といるので 右のごとく、固定資産の評価は、複雑なしかも計算を含む手順を経てなされるのであるが、納税者としては、固定資産課税台帳を閲覧して評価額を知り、その額に不服の念を抱いたとしても、いかなる根拠と計算によつて右額に達したかは、通常殆どこれを知りえないのみならず、不服のある納税者は右台帳閲覧後、比較的短期間内に、審査請求の申出をすることを要求されているのである。したがつて、審査請求申出人は、申出にあたり自らもその不服の対象である評価の根拠や計算を明らかに指摘できないことが多からざるをえず、また時には委員会から評価の合理的な根拠が示されさえすれば不服の解消することのありうることも容易に推測できるのである。

以上のような次第であるから、審査請求の申出があつたときは、委員会は、先ず、申出人に対し、申出人が評価に対する不服事由を明らかにするために合きである。即ち、土地についていえば、前述の手順のうち、すくなくとも、当該土地のまで、当時地域とみたか否か、「市街地宅地評価法」の実施に当つらとでは、標準宅地をどこにとり、路線価をいくらに定めたか、「比準率」の価格ないには、その結果当該宅地の評点数をいくらと付けたか、評点一点当りの価格ないにか、その結果当該宅地の評点数をいくらと付けたか、評点のにする必要が出の一応の根拠(但し、総評価見込額の根拠はこれを明らかにしていての本の表記であるいは書面をもつて、申出人に明らかにし、これによって申出人の不認を表記であるいは書面をもつて、申出人に明らかにし、委員会がこれを記るの審査手続は公正を欠き、違法たるを免れないといわなければならない。

(ロ) そこで本件番目子続について刊間する。 本件審査請求申出が昭和三九年四月三〇日になされ、同年五月一九日、六月五日の二回にわたつて口頭審理が行われたこと、市長側から答弁書(乙第二号証)、再答弁書(乙第一〇号証)が委員会に提出されたが、委員会はその写しを被控訴人に送付する等の措置をとらなかつたことはいずれも当事者間に争いがなく、右争いない事実と成立に争いない乙第一乃至一一号証、原審における被控訴人本人尋問の結果によると次の事実が認められる。

「被控訴人は審査請求申出の際、その申出事由として先ず、『いかなる理由により評価がそれぞれ本件評価額になつたか根拠なし』と述べ、更に『小金井市長の所有地の評価に比し本件評価が倍額であることは根拠なし』と述べた。市長側はこれ に対し、答弁書に『画地計算及び宅地評点調査票』を添付して委員会に提出した。 右答弁書には単に『本件評価は地方税法四〇九条、四〇三条による固定資産評価基 準により適法になされたものである』旨記載されているにすぎず、答弁書に添付さ れた前記調査票には、『本件土地の路線価としてニー、六〇〇円及び一八、〇〇〇円(側方加算率七パーセント)、単位当り評点ニー、六〇〇点及び一、二六〇点計ニニ、八六〇点総評点(単位当評点×地積)一、ニーー、五八〇点』と記載されて いた。しかるに、委員会は右答弁書及び調査票の内容を被控訴人に了知させる措置 を講じなかつた。しかも第一回口頭審理において、被控訴人は、『時価により評価することは違憲ではないか、本件土地は居住地には適せず評価が高すぎる。評価方 法に疑問があり、評価に不均衡があるのではないか』等の主張をしたのに対し、 二回口頭審理において、市固定資産評価員より、『本件土地を宅地・普通住宅地区とみたこと、市街地宅地評価法によつて評価算定したこと、標準地については小金井市<地名略>の宅地を選定し、その価格は二万三四〇〇円評点二三、四〇〇点と評価しこれに比準して本件土地に評点数を付したこと、指示平均価格は一万七四六 - 円であること』が明らかにされただけで、それ以上精細にわたつての評価根拠は 一切明らかにされず(しかも明らかにされた右指示平均価格も誤りであつて、真実 は一万四七二七円であつた。)控訴人も、市長側にこれ以上の説明を求めず 説明もしなかつた。右第二回口頭審理において、被控訴人は『土地、家屋に別別に 課税することは二重課税である』等主張しまた市長側に対し詳細な評価根拠の説明をなすべきことを求め、証拠調の申出をしたが、委員会はその必要なしとして口頭審理を終了した。そこで被控訴人は同年六月八日付で、『一、市長所有地の評価及びその計算根拠、二、標準宅地の所有者が誰か、評価の計算根拠、三、路線価を定 めた計算根拠、四、本件土地の評点数を付した計算根拠、五、評点一点当りの価格 決定の計算根拠、六、指示平均価格及びその計算根拠、七、本件家屋についての評 価についての同様の根拠』等の明示を求むる旨の書面を委員会に提出したところ、 市長は、同日付の再答弁書を委員会に提出し、右再答弁書には、被控訴人が求めて いた右一乃至七の各点について、具体的な、数式まで付して評価の方法、計算根拠

が明示されていた。しかるに、委員会は、右再答弁書を被控訴人に送付するとか、閲覧させてその内容を同人に了知させる措置を全く講じないまま、同日付で本件審査決定に及んだ。」

原審証人B、同C、当審証人D、同Eの証言中右認定に牴触する部分は信用し難く他に右認定に反する証拠はない。

なお、本件審査は、審査請求申出の日より三〇日以内になすべきことと定められているが、右日時を厳守するために、手続の本質上の要請である右計算根拠等の明示等の省略の許されないことは勿論である(本件決定は現に右期限内になされていない。)。

3 審査決定自体について

乙第一一号証によると、本件審査決定においては、決定理由としては、単に「本件評価は固定資産評価基準によつて適法に評価されたものである。環境、用途、形状等に応じて評価したものであつて他に比較して評価が不均衡ではない。」等きわめて抽象的、簡単な記述があるにすぎないことが認められる。

三 以上のとおりであって、本件審査決定は前項2、3いずれの観点からしても違法であるから、これを取消すべく、これと結論を同じくする原判決は結局相当である。よつて本件控訴を棄却し、控訴費用につき民事訴訟法第九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 川添利起 長利正己 田尾桃二)

小金井市固定資産評価審査委員会条例

第七条 審査申出人は口頭審理に出席して意見をのべることができる。

- 2 委員会は口頭審理を行なう場合においてはそのつど文書またはその他の方法で 口頭審理の日時および場所を審査申出人および市長に通知しなければならない。3 委員会は必要があると認める場合においては関係者相互の対質を求めることが
- 3 委員会は必要があると認める場合においては関係者相互の対質を求めることが できる。
- 4 委員会は関係者に対しその請求により口頭による証言にかえて口述書の提出を 許すことができる。
- 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し提出者がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 提出者の住所、氏名および職業

- (2) 提出の年月日
- (3) 証言すべき事項
- 6 委員会は審査申出人が出席している場合においては口頭審理を終了するに先立つて審査申出人に対して意見を述べかつ必要な資料を提出する機会を与えなければならない。
- 7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。
- 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し審理を行なつた委員および調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 事案の表示
 - (2) 審理の場所および年月日
 - (3) 出席した関係者の住所氏名および職業
 - (4) 審理の要領
 - (5) その他必要な事項
- 第一〇条 委員会は審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。
- 2 法第四三三条第八項の通知は審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもつて市長に対してはその副本をもつてこれをしなければならない。